

岡山県計量法関係手数料

7 指定・登録・その他

R8.4.1

	金 額	
	現 行	改 訂
法第16条第3項に規定する装置検査を受けようとする者 (1個につき)	740円	<u>780円</u>
法第17条第1項に規定する特殊容器の製造者の指定を受けようとする者 (1件につき)	169,550円	<u>179,150円</u>
法第91条第2項の規定による届出製造事業者の指定に係る検査を受けようとする者 (1件につき)	443,610円	<u>469,260円</u>
法第107条の規定による計量証明の事業の登録を受けようとする者 (1件につき)	56,480円	<u>59,460円</u>
法第115条に規定する計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者 (1件につき)	1,830円	<u>1,940円</u>
法第115条に規定する計量証明の事業の登録簿の謄本の交付を請求しようとする者 (1枚につき)	800円	<u>850円</u>
法第115条に規定する計量証明の事業の登録簿の閲覧を請求しようとする者 (1回につき)	390円	<u>420円</u>
法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定を受けようとする者 (1件につき)	2,680円	<u>2,840円</u>
法第127条第3項の規定による適正計量管理事業所の指定に係る検査を受けようとする者 (1件につき)	7,830円	<u>8,200円</u>